

(改訂案)

和光市防犯計画

安全・安心なまちづくりを目指して



和 光 市

目次

| | |
|----------------|----|
| ◆ 和光市防犯計画の基本方針 | 2頁 |
| ◆ 用語の定義 | 3頁 |

1 市の取組

| | |
|--|----|
| (1) 防犯に必要な情報の収集・提供及び防犯意識高揚のための知識の普及・啓発 | 4頁 |
| (2) 市民・自主防犯活動団体及び事業者等への防犯活動支援 | 5頁 |
| (3) 犯罪防止に配慮したまちづくりの推進 | 5頁 |
| (4) 市職員等による防犯パトロール | 6頁 |

2 市民・自主防犯活動団体の取組

| | |
|---------------------------|-----|
| (1) 身の回りや地域における安全対策 | 8頁 |
| (2) 地域防犯活動の活性化 | 10頁 |
| (3) 知識習得のための防犯講演会、講座等への参加 | 11頁 |

3 事業者の取組

| | |
|---------------------|-----|
| (1) 従業員への啓発 | 12頁 |
| (2) 施設等の防犯対策 | 13頁 |
| (3) 地域の一員としての防犯への取組 | 14頁 |

4 市、市民、自主防犯活動団体、事業者等による協働の取組

| | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 警察や関係機関と連携した防犯意識の高揚・知識の普及 | 15頁 |
| (2) 警察や関係機関との連携による犯罪を発生させないまちづくりの推進 | 16頁 |
| (3) 高齢者、障害のある人のための防犯対策 | 17頁 |
| (4) 子どもを守る防犯対策の推進 | 18頁 |
| (5) 特殊詐欺被害防止対策の推進 | 20頁 |
| (6) 性犯罪やストーカー・DV等の防止対策の推進 | 20頁 |
| (7) インターネット・SNSの利用における犯罪被害防止対策の推進 | 21頁 |

◆ 和光市防犯計画の基本方針

市、市民等及び事業者が協働して、犯罪を未然に防ぐため、ネットワークを構築し、犯罪を生じさせない環境づくりを目指します。

I 自らの安全は自らで守るという防犯意識の高揚

II お互いが支え合う地域社会の形成を図り、地域における防犯活動の推進

III 防犯に関する経験、知識等を防犯推進に関する施策、日常生活や事業活動に生かす

◆ 用語の定義

| | |
|----------|---|
| 市 | 和光市役所関係各課（消防団を含む） |
| 市民 | 和光市民の一人ひとり |
| 事業者 | 和光市内で店舗を構える個人事業者及び法人 |
| 自主防犯活動団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・和光市自治会連合会 ・和光市地域子ども防犯ネット ・和光わんわんパトロール隊 ・和光市 PTA・保護者会連合会 ・青少年育成和光市民会議 ・和光市地域青少年を育てる会連合会 ・和光市青少年育成推進員会 ・和光市商工会 ・和光市民生委員児童委員協議会 ・和光市社会福祉協議会 ・和光市婦人会 ・和光市生きいきクラブ連合会 ・和光市コミュニティ協議会 ・その他防犯活動を実施する団体 |
| 地域防犯推進委員 | 所属している自治会からの推薦と朝霞警察署長から委嘱を受けて、積極的な防犯活動を実施している市民 |
| 関係機関 | 防犯事業を行っている組織 <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県（埼玉県南西部地域振興センター） ・朝霞地区防犯協会 ・朝霞地区暴力排除推進協議会 |
| 警察 | 埼玉県警察本部・朝霞警察署 |

1 市の取組

本市では、平成17年1月1日に「和光市くらし安全防犯条例」を施行し、条例に基づき、「和光市防犯計画」を策定しました。安全で安心して暮らせるまちを目指して、具体的な防犯活動事業内容を盛り込み、全庁的に推進します。

(1) 防犯に必要な情報の収集・提供及び防犯意識高揚のための知識の普及・啓発

市民等に防犯活動の必要性や重要性を認識してもらうため、警察や関係機関と連携をとり、防犯に必要な市内外の情報を収集し、多種多様な広報媒体を活用して市民へ広く速やかに情報提供します。また、講座や講演会を開催して、防犯知識の普及・啓発に努めます。

- ① 防犯に必要な情報を収集するとともに、多種多様な広報媒体を活用して、市民、地域団体等に対して速やかに情報発信を行います。

- 「広報わこう」や「和光市ホームページ」への掲載
- 「和光市防災・防犯情報メール」「市公式のTwitterやLINE」等を活用した配信
- 「青色防犯パトロールカー」や「防災行政無線」を活用した放送

- ② 多くの市民が参加する行事において、啓発冊子や物資等を配布して、広く市民に防犯意識の高揚を図ります。

- 「和光市民まつり」「出初め式」「地域防災訓練」等での配布
- 「わこう市政学習おとどけ講座」「講演会」等の研修会での配布

- ③ 地域全体の防犯力の底上げに貢献できる人材づくりとして、防犯リーダーを育成し、地域の安全対策について知識の普及を図ります。

- 防犯の専門家等を講師とした講座や講演会の実施
- 地域で取り組む防犯活動の事例紹介
- 市内の犯罪発生状況の収集・提供

(2) 市民・自主防犯活動団体及び事業者等への防犯活動支援

地域におけるコミュニティ活動を積極的に推進するとともに、犯罪を未然に防止し安全を確保するための防犯活動への支援を行います。

- ① 市民、自主防犯活動団体及び事業者等が実施する防犯活動に必要な物的・人的な支援を行います。

- 防犯パトロールグッズ等の貸与
- 防犯講習会への講師の派遣
- 防犯活動に必要な啓発品の提供及び応援職員の派遣

- ② 市内で防犯活動に取り組んでいる自主防犯活動団体の活動状況を把握するとともに、連携した活動ができるネットワークづくりを推進し、庁内関係課で連絡調整を図りながら、防犯計画を実践する組織体制を整備します。

- 庁内関係課の連絡体制の整備
- 和光市防犯推進連絡会議の事務局運営

(3) 犯罪防止に配慮したまちづくりの推進

市内全域の防犯上問題となる箇所を把握するとともに、道路や自転車駐車場、公園、公衆トイレなどの公共施設において、犯罪が発生しにくい環境に配慮した整備を行います。

- ① 犯罪の発生を防止するため、危険な暗がり进行解消します。

- 市が管理する街路灯の点検・整備
- 和光市防犯灯補助金の周知・活用促進

- ② 公園や道路等の樹木の定期的な剪定を行い、見通しがよくなる安全対策を行います。

- 植樹帯（緑地帯）の管理
- 市立公園の管理

- ③ 犯罪が起こりにくいまちづくりのため、環境美化対策を推進します。

- 隧道・公衆トイレ等への落書き防止
- 立て看板・ちらし等の防止

- ④ 道路や自転車駐車場などの公共施設の安全点検を実施します。

- 市が管理する道路・自転車駐車場等の定期的な安全点検の実施

(4) 市職員等による防犯パトロール

警察庁や全国防犯協会連合会等で定めている「全国地域安全運動期間（10月11日～20日）」や年末年始等に、全庁用車に「防犯パトロール中」のステッカーを貼付して市内を巡回します。また、犯罪等の現場に遭遇した場合の対応マニュアルを作成し、研修を実施します。

- ① 防犯パトロール中など市職員が犯罪等の現場に遭遇した場合において、警察への通報や連絡等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底を図ります。

- 緊急時における関係課及び関係機関への連絡体制の整備
- 対応マニュアルの作成
- 防犯ステッカーの貼付

- ② 青色回転灯を装備した庁用車を導入し、市職員等による防犯パトロールを実施します。

- 庁用車両への回転灯装備
- 青色防犯パトロールカーの配備
- 青色防犯パトロールの実施
- 下校の時間帯の子どもの見守り強化

- ③ 和光市消防団は、火災警戒等の出場に併せて、消防車両を活用した防犯パトロールを実施します。

- 和光市消防団による消防団車両を活用した市内巡回の実施
- 自主防犯活動団体が主催する防犯パトロールへの積極的な参加

2 市民・自主防犯活動団体の取組

市民にとって、自分たちの住むまちが、安全で安心して暮らせるまちであることは極めて重要であり、必要なことです。しかし、今日の市民を取り巻く社会環境は決して油断のできない状況です。

そこで、犯罪を防止して安全で安心して暮らせる住みよいまちを実現するために、市や警察、関係機関等だけでなく、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、地域の諸状況に応じて、自主的かつ積極的に防犯活動に取り組み、犯罪の抑止力向上に努めます。

(1) 身の回りや地域における安全対策

安全は守ってもらうという考えを捨て、自分のことは自分で守るという自助と自分たちの住んでいるところはお互いに守るという共助の精神で周囲の安全点検を行うことが大切です。

また、地域のコミュニティを活性化することにより、市民相互の協力体制を充実し、犯罪を行おうとする者を入り込みにくくさせる地域づくりを推進します。

① 犯罪の発生を防止するため、危険な暗がりを解消します。

- 和光市防犯灯補助金を利用して私道へ防犯灯を設置
- 街路灯の設置状況を確認し、不具合を見つけた場合には市へ報告
- 家族の帰り道等の安全な道を把握し、家族内で共有
- 薄暮時から門灯や玄関灯を点灯

② プライバシーを考慮しつつ、防犯対策上、塀や生垣を見通しが良い状態にし、不審者の隠れ場所をなくします。

- 植栽の剪定
- 路地に面していない死角になる場所への人感センサーライトの設置
- 防犯カメラの設置

- ③ 外部から狙われにくく、侵入しにくい防犯性の高い住まいづくりを計画します。

- 留守を周りに知られないような住まいづくり
- ワンドアツーロック等の侵入しにくい住まいづくり
- 郵便物を溜めない等、外部から見て不在だと分からないような対策の徹底

- ④ 高齢者や障害のある人たちに対する理解を深め、犯罪に遭わないように支援を行います。

- あいさつ運動の積極的な実施
- 不審に思うことがあった際に気軽に相談できる体制の整備

- ⑤ 子どもたちや親に対する地域の見守る力を活性化することにより、少年による非行問題行動の抑制に努めます。

- あいさつ運動の積極的な実施
- 不審に思うことがあった際の気軽に相談できる体制の整備

- ⑥ 市民が日常生活の中でできる防犯活動を行います。

- 買い物、ウォーキングやジョギング、犬の散歩等の活動を通じた防犯パトロール『ながら見守り』の実施

(2) 地域防犯活動の活性化

自主防犯活動団体は防犯活動を行うとともに、市民が自由に参加できる組織をつくるなど、地域ぐるみで防犯活動を実施します。

また、防犯活動をより充実させるため、地域コミュニティにおける団体活動を活性化します。

- ① 自主防犯活動団体による防犯活動を実施するとともに、市民が自由に参加できる組織づくりを促進し、積極的に参加します。

- 地域防犯パトロールの実施
- 街頭キャンペーン等、啓発活動の実施
- 新たな防犯組織の設立
- 具体的な防犯活動の周知

- ② あいさつ運動や環境美化活動などを推進し、自治会への加入促進などにより地域のコミュニティを活性化します。

- あいさつ運動の実施
- 自治会への加入促進
- 環境美化活動の推進

(3) 知識習得のための防犯講演会、講座等への参加

防犯意識を高揚するためには、犯罪の発生状況を把握した上で、その緊急性・重要性を理解することが必要です。そして、市民一人ひとりが防犯に対する認識や知識を習得していくことが安全な環境をつくります。

- ① 市が生涯学習の一環として実施している「わこう市政学習おとどけ講座」の「防犯対策」講座を有効に活用します。

- 地域の人が多く集まる機会（集会）等を利用し、「防犯対策」講座の活用を企画
- 多くの住民が参加できるように、チラシ等により周知

- ② 市や警察、関係機関等が開催する防犯講演会等へ積極的に参加します。

- 防犯に関する講座等の情報の積極的な収集
- 防犯講演会等への積極的な参加

- ③ 防犯講演会等で習得した知識をそれぞれの地域等に還元し、防犯知識と意識の普及に努めます。

- 講演会等で得た知識を、地域の掲示板や回覧で住民に周知
- 学んだ防犯対策を生活の中で実践し、地域等で共有

- ④ 被害の拡大を防止するため、犯罪に遭ったとき、または遭いそうになったときは、警察及び市に速やかに情報を提供します。

- 警察及び市への詳細な情報提供
- 速やかに連絡ができる体制の確保

3 事業者の取組

様々な業種や業態を有する事業者が、その規模や事業形態に応じて、防犯意識や知識の普及・啓発、防犯パトロール等の防犯活動に組織として取り組むことにより、地域に根ざした防犯活動を実施します。

(1) 従業員への啓発

市民はもとより市外からの通勤者に対して、和光市の状況や犯罪情勢を周知し、防犯意識や知識の高揚を図ることにより、防犯対策の必要性についての認識を深めます。

- ① 従業員に対して、防犯冊子等の啓発物資を配付し、防犯意識の高揚に努めます。

従業員への防犯啓発物資の配布

- ② 事業所が防犯講演会や研修会等を開催するとともに、市や各種団体等が開催する講演会や研修会等への参加を促進し、従業員の防犯に対する認識や知識の習得に努めます。

防犯講演会・研修会の開催及び参加促進

防犯訓練の実施

- ③ 防犯対策の一環として、事業所における防犯マニュアル等を作成します。

防犯マニュアル等の作成

(2) 施設等の防犯対策

施設等における防犯対策を講じることはもとより、事業所が管理している駐車場等における防犯対策も実施することにより、事業所全体としての防犯対策に対する相乗効果を図ります。

① 新築、改修、増築等に当たっては、防犯性を考慮した施設とします。

- 面格子、シャッターの設置など破壊侵入に強い構造
- 人目があることで犯罪発生リスクを下げる目的と有事の際に外部に助けを求めやすい観点から周囲からの建物内の見通しを確保

② 施設や駐車場等において、プライバシーに配慮した防犯カメラ等の設置を推進します。

- 犯罪抑止のための防犯カメラの設置
- 見通し確保のための防犯ミラーの設置

③ 事業所において、適正な警備員の配置に努めます。

- 事業所内外の警戒と不審者の発見のため、警備員を配備
- 警備員への防犯研修会等の実施

(3) 地域の一員としての防犯への取組

地域住民と連携を図るとともに様々な防犯活動に積極的に取組み、地域の防犯対策の向上に努めます。

- ① 市民・自主防犯活動団体等が行う防犯パトロール等の防犯活動に積極的に参加し、地域を理解するとともに、防犯対策の向上に努めます。

- 施設周辺地域の住民や自主防犯活動団体等との良好な関係の確立
- 地域の防犯パトロールや街頭キャンペーンへの積極的な参加

- ② 各事業所において積極的な防犯活動を実施することで、犯罪抑止力の向上を図ります。また、犯罪等に遭遇した場合の対応マニュアル等を作成し、定期的な研修会を実施します。

- 「防犯パトロール実施中」等が記載された「防犯ステッカー」を車に貼付し、市内を巡回
- A T Mを利用した犯罪を防止するため、金融機関等と連携し、施設利用者に対する声掛けや目の届きやすい場所へのポスターの掲示等の啓発の実施
- 不審者発見時や強盗被害に遭った際の対応マニュアル等の作成及び研修会・訓練の実施

4 市、市民、自主防犯活動団体、事業者等による協働の取組

「犯罪を発生させない」という意識を持ち、地域の抱える防犯上の課題を解決するため、それぞれの発想や創造力、得意分野を活かして市民相互及び市、市民、自主防犯活動団体、事業者の協働による防犯のまちづくりを推進し、警察や関係機関と連携をとりながら、犯罪の抑止力向上に努めます。

(1) 警察や関係機関と連携した防犯意識の高揚・知識の普及

身の周りに起こり得る犯罪について警察や関係機関の協力を得ながら理解を深め、対策を習得することで被害を未然に防ぎます。

また、習得した知識を個人だけでなく、地域へ周知することによって、地域全体の防犯力を高め、犯罪を起こさせないまちづくりを推進します。

- ① 防犯に関する講演会や講座、ワークショップ等を開催して啓発に努めるとともに、警察や関係機関と協力して内容の充実を図ります。

- 講演会等の企画・開催・参加
- 警察や県の出前講座の活用

- ② 犯罪被害を未然に防ぐため、和光市駅前等における街頭キャンペーン等の啓発活動を実施します。

- 多発している犯罪被害や市内の犯罪傾向に関するチラシ等の配布
- 警察・関係機関からの応援派遣や啓発物資の提供などの依頼
- 市内で多発している犯罪被害に関する啓発物資の配布

- ③ 各団体が実施する合同防犯パトロールの開催について、充分周知し、積極的に参加します。

- 市内一斉パトロールへの参加
- 歳末警戒パトロールへの参加

(2) 警察や関係機関との連携による犯罪を発生させないまちづくりの推進

自分たちの住んでいる地域はお互いに守るという共助の精神で周囲の安全点検を行います。

また、地域のコミュニティを活性化することにより、市民相互の協力体制を充実し、犯罪を行おうとする者を入り込みにくくさせる地域づくりを推進します。

- ① 犯罪が発生した時だけでなく、平素から速やかに情報の収集・提供及び連携した防犯活動を推進することを目的として、警察、関係機関、自主防犯活動団体による協力体制を確立します。

- 防犯活動への参加及び情報提供に関する協力体制の整備
- 防犯推進連絡会議の開催
- 防犯推進連絡会議メンバーの連絡・協力体制の整備

- ② 特に積極的に防犯活動に努めている市民及び自主防犯活動団体については、警察、関係機関、行政で表彰し、功績を周知します。

- 積極的な自主防犯活動の功労者及び団体への表彰・推薦の実施
- 埼玉県防犯のまちづくり功労者への感謝状の贈呈や朝霞地区地域安全推進大会等での功績の周知

- ③ 市内の防犯上問題になる箇所を把握・改善するため、防犯マップを作成するとともに、安全点検を実施します。

- 実際に地域を歩き、点検を行う「フィールドワーク」の実施
- 防犯に関する情報を整理、随時防犯マップの更新
- 防犯マップの公開・共有による日頃の防犯対策等への活用の推進

(3) 高齢者、障害のある人のための防犯対策

高齢者や障害のある人が犯罪被害に遭わないように、必要な知識や情報を提供するとともに、関係機関との連絡体制の強化・充実を図ります。

- ① 犯罪被害を未然に防ぐため、的確で効果的な対処策など高齢者や障害のある人及びその家族や地域でサポートする人たちに専門的な講習会等を実施します。

- 犯罪手口や対策に関する講習会等の実施・参加
- すぐに相談できる環境の整備（家族間での細かな連絡等）
- 被害に遭った、または遭いそうになった際の警察への連絡・情報提供
- 青色防犯パトロールカーや防災行政無線を活用した注意喚起の実施

- ② 高齢者や障害のある人の日中活動の場である高齢者福祉センターや生活介護施設、放課後等デイサービス等における防犯管理体制を強化するために、講習会や研修会を開催して安全性の向上に努めます。

- 防犯安全器具の取扱い習得のための研修会や防犯訓練の実施
- 有事の際、もしくは不審者情報などの犯罪被害に発展する恐れのある情報を認知した際の連絡体制の整備

(4) 子どもを守る防犯対策の推進

子どもの安全確保を図るため、地域全体の安全を点検し、地域住民と協働して通学路や学校等の防犯管理体制の整備を行います。

- ① 学校や保育園等の防犯管理体制を強化するために、防犯用資機材を配備するとともに教職員や保育士等が保護者、地域住民、関係機関等との連携を強めるとともに、講習会や研修会を開催して安全性の向上に努めます。

また、情報交換の促進と防犯に対する知識の普及を図り、不審者等に関する情報に対して的確な対応ができる迅速な情報提供に努めます。

- 侵入者が現れた際に使用する防犯安全器具（さすまた、盾、催涙スプレー、カラーボール等）の配備・点検
- 防犯安全器具の取扱い習得のための研修会や防犯訓練の実施
- 有事の際、もしくは不審者情報などの犯罪被害に発展する恐れのある情報を認知した際の連絡体制の整備

- ② 子どもたち自らの危機回避能力を高める取組を推進します。

- 子ども防犯教室の実施
- 不審者に遭遇した際の対応などの防犯訓練の実施

- ③ 子どもたちの通学路や地域の遊び場等における安全点検を行うとともに、危険箇所の解消に向けた対策を行います。

- 子どもたちの出入りが多い場所を中心に、実際に地域を歩き、点検を行う「フィールドワーク」の実施
- 「フィールドワーク」へ参画の拡大

④ 児童が所持する防犯ブザーを点検し、使用方法等について指導します。

防犯ブザーの使用法の指導・点検

⑤ 施設への侵入者等を未然に防ぐなど、子どもたちの安全確保を図ります。

侵入者等を未然に防ぐセキュリティ対策の配備・点検

教職員への研修の実施

地域や保護者の協力を得る体制整備

⑥ 「子どもを守る家」の普及及び点検を行い、通学路や地域での安全対策を行います。

「子どもを守る家」への参画

「子どもを守る家」の所在等の把握

⑦ 「青少年をまもる店」の普及及び点検を行い、犯罪に対する緊急避難場所としての提供と犯罪被害者の保護に努めます。

青少年をまもる店への参画

市への青少年の見守り活動の実施と活動状況の報告

助けを求めて店舗へ駆け込む市民等の保護

⑧ 子どもの安全を確保するため、PTAや保護者会が中心となって、地域住民とともに通学路の安全点検を行い、防犯パトロールを実施するとともに、学校・保育園等との連絡体制を強化します。

地域防犯パトロールの実施

子どもの見守り等に関する連絡・協力体制の確立

住民等による地域の安全点検の実施

(5) 特殊詐欺被害防止対策の推進

巧妙化する特殊詐欺の被害に遭わないように、必要な知識や情報を共有するとともに、警察・関係機関との連絡体制の強化・充実を図ります。

- ① 現在、社会問題になっている、振り込め詐欺等の特殊詐欺について被害を未然に防ぐため、知識の普及を図ります。

- 犯罪手口や対策に関する講座等の実施・参加
- 不審な電話があった際の相談できる環境の整備（家族の絆の強化等）
- 不審な電話があった際の警察への連絡・情報提供
- 青色防犯パトロールカーや防災行政無線を活用した注意喚起の実施

(6) 性犯罪やストーカー・DV等の防止対策の推進

安心して学び、働くことのできるよう性犯罪やストーカー等から守る対策を推進します。

- ① 市内で性犯罪等の前兆となる「不審者からの声掛け事案」等が発生した際には、地域で情報共有し、防犯パトロール等を行います。

- 不審者に遭遇した際の警察への連絡・情報提供
- 青色防犯パトロールカーや防災行政無線を活用した注意喚起の実施
- 防犯パトロールの実施

- ② 講座等の開催及び参加による知識の普及を促進します。

- 犯罪手口や対策に関する講座等の実施・参加

(7) インターネット・SNSの利用における犯罪被害防止対策の推進

インターネット環境が生活に欠かすことができない中、多発しているサイバー犯罪の被害に遭わないために、一人ひとりが安全なインターネット・SNSの利用方法を学ぶ機会を設け、被害を防ぐための知識の普及・啓発に努めます。

① 講座等の開催及び参加による知識の普及を促進します。

- 安全な SNS の利用方法や被害に遭わないための対策に関する講座等の実施・参加
- 関係機関と連携し、子どもたちが被害に遭わないよう、安全な使用方法の指導を実施

平成17年12月1日 策定

令和 年 月 日 改訂